

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 1 節 通 則 (土地の上に存する権利の評価上の区分) 9 土地の上に存する権利の価額は、次に掲げる権利の別に評価する。 (1) 地上権（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の 2（（地下又は空間を目的とする地上権））第 1 項の地上権（以下「区分地上権」という。）及び借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 2 条（（定義））に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。） (2) 区分地上権 (3) 永小作権 (4) 区分地上権に準ずる地役権（地価税法施行令第 2 条（（借地権等の範囲））第 1 項に規定する地役権をいう。以下同じ。） (5) 借地権（借地借家法第 22 条（（定期借地権））、第 23 条（（事業用定期借地権等））、第 24 条（（建物譲渡特約付借地権））及び第 25 条（（一時使用目的の借地権））に規定する借地権（以下「定期借地権等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。） (6) 定期借地権等 (7) 耕作権（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条（（定義））第 1 項に規定する農地又は採草放牧地の上に存する賃借権（同法第 18 条（（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限））第 1 項本文の規定の適用がある賃借権に限る。）をいう。以下同じ。） (8)、(9)及び(10) (省 略)	第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 1 節 通 則 (土地の上に存する権利の評価上の区分) 9 土地の上に存する権利の価額は、次に掲げる権利の別に評価する。 (1) 地上権（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の 2（（地下又は空間を目的とする地上権））第 1 項の地上権（以下「区分地上権」という。）及び借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 2 条（（定義））に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。） (2) 区分地上権 (3) 永小作権 (4) 区分地上権に準ずる地役権（地価税法施行令第 2 条（（借地権等の範囲））第 1 項に規定する地役権をいう。以下同じ。） (5) 借地権（借地借家法第 22 条（（定期借地権））、第 23 条（（事業用定期借地権等））、第 24 条（（建物譲渡特約付借地権））及び第 25 条（（一時使用目的の借地権））に規定する借地権（以下「定期借地権等」という。）に該当するものを除く。以下同じ。） (6) 定期借地権等 (7) 耕作権（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条（（定義））第 1 項に規定する農地又は採草放牧地の上に存する賃借権（同法第 20 条（（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限））第 1 項本文の規定の適用がある賃借権に限る。）をいう。以下同じ。） (8)、(9)及び(10) (同 左)

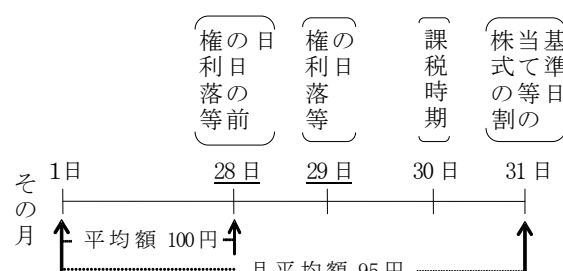
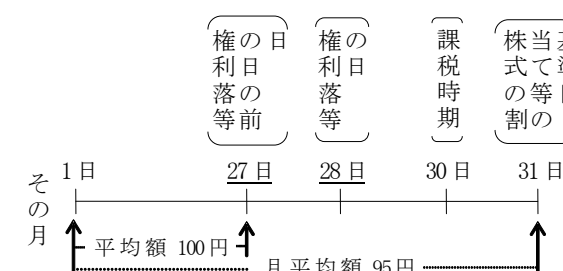
改正後	改正前
第 3 節 農地及び農地の上に存する権利 (農地の分類) 34 農地を評価する場合、その農地を 36((純農地の範囲))から 36－4((市街地農地の範囲))までに定めるところに従い、次に掲げる農地のいずれかに分類する。 (1) 純農地 (2) 中間農地 (3) 市街地周辺農地 (4) 市街地農地 (注) 1 上記の農地の種類と①農地法、②農業振興地域の整備に関する法律、③都市計画法との関係は、基本的には、次のとおりとなる。 イ 農地法との関係 (イ) 農用地区域内にある農地 (ロ) 甲種農地（農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号) <u>第 12 条</u>に規定する農地。以下同じ。） (ハ) 第 1 種農地（農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地のうち甲種農地以外の農地） (ニ) 第 2 種農地（農地法第 4 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地）……中間農地 (ホ) 第 3 種農地（農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロ(1)に掲げる農地（農用地区域内にある農地を除く。)) ……	第 3 節 農地及び農地の上に存する権利 (農地の分類) 34 農地を評価する場合、その農地を 36((純農地の範囲))から 36－4((市街地農地の範囲))までに定めるところに従い、次に掲げる農地のいずれかに分類する。 (1) 純農地 (2) 中間農地 (3) 市街地周辺農地 (4) 市街地農地 (注) 1 上記の農地の種類と①農地法、②農業振興地域の整備に関する法律、③都市計画法との関係は、基本的には、次のとおりとなる。 イ 農地法との関係 (イ) 農用地区域内にある農地 (ロ) 甲種農地（農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号) <u>第 1 条の 12</u>に規定する農地。以下同じ。） (ハ) 第 1 種農地（農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地のうち甲種農地以外の農地） (ニ) 第 2 種農地（農地法第 4 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地）……中間農地 (ホ) 第 3 種農地（農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロ(1)に掲げる農地（農用地区域内にある農地を除く。)) ……

改正後	改正前
市街地周辺農地 (ハ) 農地法の規定による転用許可を受けた農地 (ト) <u>農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第2条第5項の規定によりなお従前の例によるものとされる改正前の農地法第7条第1項第4号の規定により転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの</u> ロ 農業振興地域の整備に関する法律との関係 (イ) 農業振興地域内の農地のうち A 農用地区域内のもの……純農地 B 農用地区域外のもの (ロ) 農業振興地域外の農地 ハ 都市計画法との関係 (イ) 都市計画区域内の農地のうち A 市街化調整区域内の農地のうち (A) 甲種農地 (B) 第1種農地 (C) 第2種農地………中間農地 (D) 第3種農地………市街地周辺農地 B 市街化区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域をいう。以下同じ。）内の農地……市街地農地	市街地周辺農地 (ハ) 農地法の規定による転用許可を受けた農地 (ト) <u>農地法</u>の規定により転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの ロ 農業振興地域の整備に関する法律との関係 (イ) 農業振興地域内の農地のうち A 農用地区域内のもの……純農地 B 農用地区域外のもの (ロ) 農業振興地域外の農地 ハ 都市計画法との関係 (イ) 都市計画区域内の農地のうち A 市街化調整区域内の農地のうち (A) 甲種農地 (B) 第1種農地 (C) 第2種農地………中間農地 (D) 第3種農地………市街地周辺農地 B 市街化区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域をいう。以下同じ。）内の農地……市街地農地

改 正 後	改 正 前
C 市街化区域と 市街化調整区域 とが区分されて いない区域内の もの (ロ) 都市計画区域外 の農地 …イの分類による。 2 甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の用語の意義は、平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号「『農地法の運用について』の制定について」農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知において定められているものと同じである。 (市街地農地の範囲) 36-4 市街地農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。 (1) 農地法第4条((農地の転用の制限))又は第5条((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))に規定する許可(以下「転用許可」という。)を受けた農地 (2) 市街化区域内にある農地 (3) <u>農地法等の一部を改正する法律附則第2条第5項の規定によりなお従前の例によるものとされる改正前の農地法第7条第1項第4号の規定により、転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの</u> 第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資 (上場株式についての最終価格の特例－課税時期が権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合) 170 前項の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期が権利落又は配当落(以下「権利落等」という。)の日から株式の割当て、株式の無償交付又は配当金交付(以下「株	C 市街化区域と 市街化調整区域 とが区分されて いない区域内の もの (ロ) 都市計画区域外 の農地 …イの分類による。 2 甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の用語の意義は、平成10年11月1日付10構改B第1067号「<u>農地法の一部を改正する法律の施行について</u>」農林水産事務次官通達において定められているものと同じである。 (市街地農地の範囲) 36-4 市街地農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。 (1) 農地法第4条((農地の転用の制限))又は第5条((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))に規定する許可(以下「転用許可」という。)を受けた農地 (2) 市街化区域内にある農地 (3) <u>農地法</u>の規定により、転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの 第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資 (上場株式についての最終価格の特例－課税時期が権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合) 170 前項の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期が権利落又は配当落(以下「権利落等」という。)の日から株式の割当て、株式の無償交付又は配当金交付(以下「株

改正後	改正前
式の割当て等」という。)の基準日までの間にあるときは、その権利落等の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格をもって課税時期の最終価格とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 課税時期の最終価格＝100円（75円は、権利落等の後の最終価格なので採用しない。） (注) 上記に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))の定めがあることに留意を要する。 (上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合) 171 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期に最終価格がないものについては、前項の定めのあるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる最終価格をもって課税時期の最終価格とする。 (1) (省 略) (2) 課税時期が権利落等の日の前日以前で、(1)の定めによる最終価格が、権利落等の日以後のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものと権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。	式の割当て等」という。)の基準日までの間にあるときは、その権利落等の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格をもって課税時期の最終価格とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 課税時期の最終価格＝100円（75円は、権利落等の後の最終価格なので採用しない。） (注) 上記に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))の定めがあることに留意を要する。 (上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合) 171 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期に最終価格がないものについては、前項の定めのあるものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる最終価格をもって課税時期の最終価格とする。 (1) (同 左) (2) 課税時期が権利落等の日の前日以前で、(1)の定めによる最終価格が、権利落等の日以後のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものと権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改 正 後	改 正 前
課税時期 権の 利日 落等 株当基 式で準 の等日 割の その月 11日 12日 15日 17日 18日 20日 ↑ 101円 ↑ 取引なし ↑ 76円 課税時期の最終価格＝101円（76円の方が101円より課税時期に近いが、76円は権利落等の日以後の最終価格なので採用しない。） (3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後で、(1)の定めによる最終価格が、その基準日に係る権利落等の日の前日以前のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものとして権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の翌日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 権の 利日 落等 株当基 式で準 の等日 割の 課税時期 その月 17日 18日 20日 21日 28日 29日 ↑ 100円 ↑ 取引なし ↑ 75円 課税時期の最終価格＝75円（100円の方が75円より課税時期に近いが、100円は権利落等の日以前の最終価格なので採用しない。） (注) 上記の(2)及び(3)に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、次項の定めがあることに留意を要する。	課税時期 権の 利日 落等 株当基 式で準 の等日 割の その月 11日 12日 15日 16日 17日 20日 ↑ 101円 ↑ 取引なし ↑ 76円 課税時期の最終価格＝101円（76円の方が101円より課税時期に近いが、76円は権利落等の日以後の最終価格なので採用しない。） (3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後で、(1)の定めによる最終価格が、その基準日に係る権利落等の日の前日以前のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものとして権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の翌日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 権の 利日 落等 株当基 式で準 の等日 割の 課税時期 その月 16日 17日 20日 21日 28日 29日 ↑ 100円 ↑ 取引なし ↑ 75円 課税時期の最終価格＝75円（100円の方が75円より課税時期に近いが、100円は権利落等の日以前の最終価格なので採用しない。） (注) 上記の(2)及び(3)に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、次項の定めがあることに留意を要する。

改正後	改正前
(上場株式についての最終価格の月平均額の特例) 172 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期の属する月以前3か月間に権利落等がある場合における最終価格の月平均額は次によるものとする。 (1) 課税時期が株式の割当て等の基準日以前である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、次の(2)に該当するものを除き、その月の初日からその権利落等の日の前日(配当落の場合にあっては、その月の末日)までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。  最終価格の月平均額＝権利落の場合は100円、配当落の場合は95円 (2) 課税時期が株式の割当て等の基準日以前で、その権利落等の日が課税時期の属する月の初日以前である場合における課税時期の属する月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額(配当落の場合にあっては、課税時期の属する月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額)とする。 $\text{課税時期の属する月の最終価格の月平均額} \times \left(1 + \frac{\text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数}}{\text{株式数}} \right) - \frac{\text{割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額}}{\text{株式1株に対する割当株式数}}$	(上場株式についての最終価格の月平均額の特例) 172 169((上場株式の評価))の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期の属する月以前3か月間に権利落等がある場合における最終価格の月平均額は次によるものとする。 (1) 課税時期が株式の割当て等の基準日以前である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、次の(2)に該当するものを除き、その月の初日からその権利落等の日の前日(配当落の場合にあっては、その月の末日)までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。  最終価格の月平均額＝権利落の場合は100円、配当落の場合は95円 (2) 課税時期が株式の割当て等の基準日以前で、その権利落等の日が課税時期の属する月の初日以前である場合における課税時期の属する月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額(配当落の場合にあっては、課税時期の属する月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額)とする。 $\text{課税時期の属する月の最終価格の月平均額} \times \left(1 + \frac{\text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数}}{\text{株式数}} \right) - \frac{\text{割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額}}{\text{株式1株に対する割当株式数}}$

改 正 後	改 正 前
なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 (株式の割当て条件) ① 株式の割当て数 株式1株に対し0.5株を割当て ② 株式1株につき払い込むべき金額 40円 最終価格の月平均額＝権利落の場合は80円×(1+0.5)－40円×0.5＝100円、配当落の場合は80円 (3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、その権利落等の日（配当落の場合にあってはその月の初日）からその月の末日までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。	なお、これを図により例示すれば、次のようになる。 (株式の割当て条件) ① 株式の割当て数 株式1株に対し0.5株を割当て ② 株式1株につき払い込むべき金額 40円 最終価格の月平均額＝権利落の場合は80円×(1+0.5)－40円×0.5＝100円、配当落の場合は80円 (3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額は、その権利落等の日（配当落の場合にあってはその月の初日）からその月の末日までの毎日の最終価格の平均額とする。 なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正後	改正前
最終価格の月平均額＝権利落の場合は95円、配当落の場合は100円 (4) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以降である場合におけるその権利落等の日が属する月の前月以前の各月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、その月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。 $\left[\begin{array}{l} \text{その月の最} \\ \text{終価格の月} \\ \text{平均額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{割当てを受けた株式1株に} \\ \text{つき払い込むべき金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{株式1株に対す} \\ \text{る割当株式数} \end{array} \right] \\ \div \left[1 + \text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数} \right]$ なお、これを図により例示すれば、次のようになる。	最終価格の月平均額＝権利落の場合は95円、配当落の場合は100円 (4) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以降である場合におけるその権利落等の日が属する月の前月以前の各月の最終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当落の場合にあっては、その月の初日から末日までの毎日の最終価格の平均額）とする。 $\left[\begin{array}{l} \text{その月の最} \\ \text{終価格の月} \\ \text{平均額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{割当てを受けた株式1株に} \\ \text{つき払い込むべき金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{株式1株に対す} \\ \text{る割当株式数} \end{array} \right] \\ \div \left[1 + \text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数} \right]$ なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正後	改正前
(株式の割当条件) ① 株式の割当数 株式 1 株に対し 0.5 株を割当て ② 株式 1 株につき払い込むべき金額 50 円 最終価格の月平均額＝権利落の場合は、$(125 \text{ 円} + 50 \text{ 円} \times 0.5) \div (1 + 0.5) = 100 \text{ 円}$、配当落の場合は 125 円	(株式の割当条件) ① 株式の割当数 株式 1 株に対し 0.5 株を割当て ② 株式 1 株につき払い込むべき金額 50 円 最終価格の月平均額＝権利落の場合は、$(125 \text{ 円} + 50 \text{ 円} \times 0.5) \div (1 + 0.5) = 100 \text{ 円}$、配当落の場合は 125 円
(評価差額に対する法人税額等に相当する金額) 186－2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に 45% (法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合) を乗じて計算した金額とする。 (1)及び(2) (省 略) (注) (省 略)	(評価差額に対する法人税額等に相当する金額) 186－2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に 42%(清算所得に対する法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合) を乗じて計算した金額とする。 (1)及び(2) (同 左) (注) (同 左)
第 3 節 定期金に関する権利	第 3 節 定期金に関する権利
(給付を受けるべき金額の 1 年当たりの平均額) 200 相続税法第 24 条((定期金に関する権利の評価))第 1 項第 1 号ハ、同項第 2 号ハ及び同項第 3 号ハに規定する「給付を受けるべき金額の 1 年当たりの平均額」は、これらの規定の定期金給付契約に基づき 1 年間に給付を受けるべき定期金の金額による。 ただし、次に掲げる場合における「給付を受けるべき金額の 1 年当たりの平均額」については、それぞれ次によるものとする。 (1) 有期定期金に係る定期金給付契約のうち、年金により給付を受ける契約 (年 1 回一定の金額が給付されるものに限る。) 以外の契約の場合 当該定期金給付契約に係る給付期間 (定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間をいう。以下同じ。) に給付を受けるべき金額の合計額を当該給付期間の年数 (その年数に 1 年	(1 年間に受けるべき金額) 200 相続税法第 24 条((定期金に関する権利の評価))第 1 項の規定により定期金給付契約に関する権利の価額を評価する場合において、同項に規定する「1 年間に受けるべき金額」が毎年異なるときの「1 年間に受けるべき金額」は、次に掲げるところにより計算した金額による。 (1) 有期定期金については、残存期間に受けるべき金額の合計額を残存年数をもって除して得た金額 (2) 無期定期金については、課税時期から 15 年間に受けるべき金額の合計額を 15 をもって除して得た金額 (3) 終身定期金については、課税時期後その目的とされた者の課税時期における年齢に応じて定められた相続税法第 24 条((定期金に関する権利の評価))第 1 項第 3 号に掲げる倍数に相当する年数の間に受けるべき金額の合計額をその倍数に相当する年数で除して得た金額 (4) 定期金の目的が金銭以外の財産であるものについては、そ

改 正 後	改 正 前
<u>未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。）で除して計算した金額</u> <u>(2) 終身定期金に係る定期金給付契約のうち、1年間に給付を受けるべき定期金の金額が毎年異なる契約の場合</u> <u>当該定期金給付契約に関する権利を取得した時後当該契約の目的とされた者に係る余命年数（相続税法第24条第1項第3号ハに規定する余命年数をいう。以下同じ。）の間に給付を受けるべき金額の合計額を当該余命年数で除して計算した金額</u>	<u>の定期金の目的とされた財産のうち最初に取得した財産の価額を基とし、(1)から(3)までの定めに準じて計算した金額</u>
<u>(定期金に関する権利を取得した日が定期金の給付日である場合の取扱い)</u> <u>200-2 定期金給付契約に関する権利を取得した日が定期金の給付日（当該契約に基づき定期金の給付を受けた日又は給付を受けるべき日をいう。）である場合における、相続税法第24条第1項第1号から第3号までの規定（同項第2号ハを除く。）の適用に当たっては、当該権利を取得した日に給付を受けた、又は受けるべき定期金の額が含まれるのであるから留意する。</u>	(新 設)
<u>(完全生命表)</u> <u>200-3 相続税法施行規則第12条の3に規定する「完全生命表」は、定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在において公表されている最新のものによる。</u>	(新 設)
<u>(予定利率の複利による計算をして得た元利合計額)</u> <u>200-4 相続税法第25条第1号イに規定する「当該掛金又は保険料の払込金額に対し、当該契約に係る予定利率の複利による計算をして得た元利合計額」の算出方法を算式で示すと、次のとおりである。</u> <u>定期金給付契約に係る掛金又は保険料の金額 × 複利終価率</u> <u>複利終価率 = (1 + r) ⁿ (小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数は、四捨五入する。)</u>	(新 設)

